
第4章 ごみ処理施策の展開

1 ごみ処理施策の体系

本市のごみ処理行政における目指す将来の姿を実現するため、3つの施策の基本方針に基づき、4つの施策の大綱、13の基本施策の下で、具体的な取組を展開していきます。

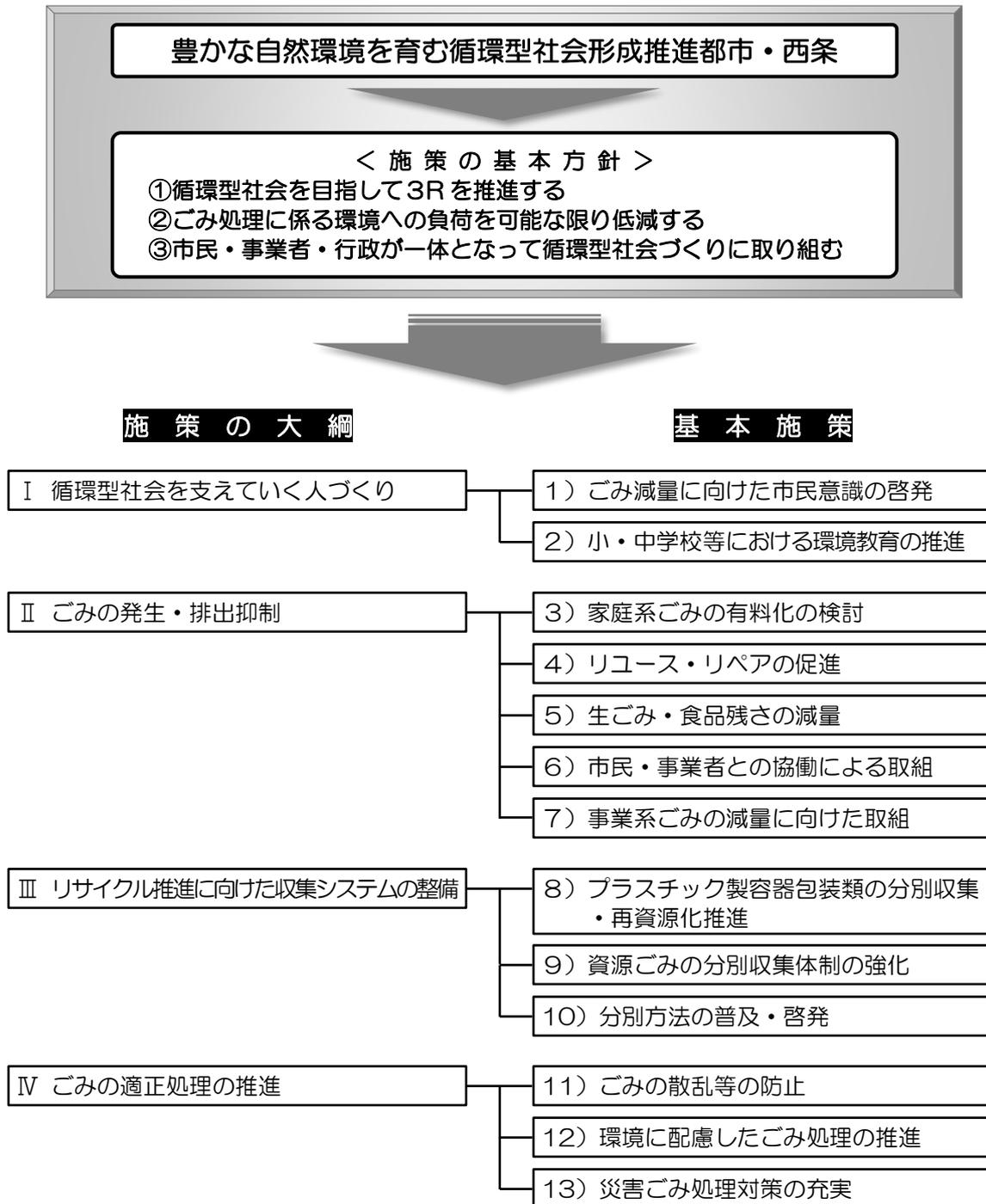


図 4-1 本市のごみ処理施策の体系

2 基本施策と具体的な取組

I 循環型社会を支えていく人づくり

循環型社会づくりの推進にあたっては、市民・事業者・行政が一体となって3Rに取り組むことが不可欠です。一人ひとりが資源を限りあるものとして認識し、自らのライフスタイルや事業活動を見直すとともに、適切な情報をもとに行動していくことが重要です。

以上のことを踏まえ、市民意識の向上と環境教育を通じて、循環型社会を支えていく人づくりに取り組めます。

取組の現状

前計画においては、「循環型社会を支えていく人づくり」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●普及・啓発活動の推進

- ・市ホームページをはじめとした広報による情報提供
- ・自治会等への説明会の実施

●環境教育の推進

- ・ダンボールコンポスト親子教室の実施
- ・ごみ処理施設見学会（小学4年生対象）の実施
- ・総合的な学習の時間を利用した小・中学生へのごみ教室（市職員による出前講座）の実施

施策の方向

市民へのアンケート調査結果では、子どもから大人まで幅広い層を対象とした教育・意識啓発や、ごみ処理に関する情報提供を求める意見が多く寄せられました。それらの要望に留意して内容の拡充を図りながら、引き続き次の2つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策1：ごみ減量に向けた市民意識の啓発
- 基本施策2：小・中学校等における環境教育の推進

1) ごみ減量に向けた市民意識の啓発

ごみ減量の取組を市民に促すため、我が国におけるごみ問題や本市のごみ処理の現状等について正しく理解してもらい、取組の必要性とその具体的な方法をわかりやすく伝えることによって、自ら考えて行動する人を育みます。

具体的な取組

① 広報、自治会への説明会等を通じた情報提供

広報・ホームページにおいて、特集記事を掲載したり、数回のシリーズを組んだりして、ごみ問題等に関する情報提供を積極的に行います。また、新自治会長を対象に、ごみ減量等をテーマとした説明会を継続的に実施します。



道前クリーンセンターを利用した
壬生川老人クラブ連合会研修会

② ごみ処理に関する地域学習会等の開催

地域や公民館等の要請に応じて、ごみ処理に関する学習会を開催します。プログラムには、必要に応じて施設見学会なども盛り込み、内容の充実を図ります。

③ (仮称)ごみ減量 46 運動の展開

家庭系「もえるごみ」の市民1人1日当たり排出量削減目標(46g)の達成に向けて、あらゆる機会を利用して目標値を周知し、意識次第で「誰でも、すぐに、簡単に」実践できる事例紹介などにより、市民の意識高揚に取り組みます。

実施スケジュール

「ごみ減量に向けた市民意識の啓発」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-1 「ごみ減量に向けた市民意識の啓発」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
広報、自治会への説明会等を通じた情報提供	継続				
ごみ処理に関する地域学習会等の開催	継続				
(仮称)ごみ減量 46 運動の展開	企画		展開		効果検証

2) 小・中学校等における環境教育の推進

将来を担う子どもたちの環境教育を進め、実際どのようにごみ処理が行われているかを「聞く、知る、体験する」ことを通じて、子どもたちが循環型社会に関心を持ち、その必要性について考え、行動するためのきっかけをつくります。

具体的な取組

①ごみ分別に関する出前講座

市内小・中学校等からの要望に応じて、市の担当職員が学校に出向き、ごみの分別方法やごみの収集・運搬に関する出前講座を引き続き行っていきます。実施にあたっては、「総合的な学習の時間」等を活用し、委託収集運搬業者の協力を仰ぎます。

②児童・生徒等を対象としたごみ処理施設見学会の開催

市内全ての小学4年生を対象に実施しているごみ処理施設の見学会を、今後も継続して開催していきます。また、親子で参加することによって、家族で楽しみながら学べるプログラムづくりを目指します。



ごみ処理施設見学会

実施スケジュール

「小・中学校等における環境教育の推進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-2 「小・中学校等における環境教育の推進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
ごみ分別に関する出前講座	継続				
児童・生徒等を対象としたごみ処理施設見学会の開催	継続	(プログラムの拡充(対象拡大を検討))			

Ⅱ ごみの発生・排出抑制

循環型社会づくりの第一歩は、家庭や事業所で発生し、ごみとして排出されるものを減らすことです。本市の1人1日当たりのごみ排出量が全国平均値を上回る量であることを踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって一層のごみの発生・排出抑制に取り組みます。

取組の現状

前計画においては、「ごみの発生・排出抑制」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●発生・排出削減の実践

- ・生ごみ処理容器、生ごみ処理機の購入補助
- ・白色トレイ、牛乳パック、ペットボトル、廃食用油の拠点回収
- ・西条エコショップ制度に基づくエコショップの認定
- ・商店街や商工会議所などとの連携による不用品交換会の実施

●経済的手法の検討

- ・家庭系ごみの有料化の検討
- ・廃棄物会計基準に基づくごみ処理収支の算定



廃食用油の拠点回収
(市役所新館2階)

施策の方向

家庭系ごみは、本市のごみ排出量の7割以上を占めており、その大部分は厨芥(生ごみ)、紙などの「もえるごみ」です。また、3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いにも関わらず、リデュース・リユースは全国的にもあまり進んでいません。さらに、前計画の課題として、家庭系ごみの有料化、事業系ごみの処理手数料の改定、事業系ダンボールごみの資源化指導などが残されています。こうしたごみ発生・排出の現状と課題を踏まえ、次の5つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策3：家庭系ごみの有料化の検討
- 基本施策4：リユース・リペアの促進
- 基本施策5：生ごみ・食品残さの減量
- 基本施策6：市民・事業者との協働による取組
- 基本施策7：事業系ごみの減量に向けた取組

3) 家庭系ごみの有料化の検討

現状、家庭系ごみについては、各戸に毎年一定枚数の「もえるごみ」・「もえないごみ」の指定ごみ袋と「粗大ごみ」の処理券を無料で配布しており、それを上回って排出する場合のみ、指定ごみ袋と処理券を有料としています。今後は、ごみの発生・排出抑制に対する市民の行動意欲を高めしていくため、この制度を見直して有料化を検討します。

具体的な取組

①指定ごみ袋及びその無料配布制度の見直し

ごみの減量に向けた他の取組によって、将来のごみ発生・排出量は減ることが見込まれます。また、指定ごみ袋については、破れやすい、一袋の容量が大きい、入手が面倒などといった課題があり、市民からは改善が望まれています。このため、有料化の導入に先立って、指定ごみ袋の無料配布枚数の削減、種類の多様化（中・小サイズの提供）、材質の強化、入手方法（店頭販売の導入）等の見直しを行います。

②制度普及のためのインセンティブ付与方策の検討

資源ごみの分別など3Rの推進にも有効な取組を連動させ、ごみ排出者の公平化を図ることによって、家庭系ごみの有料化制度普及のためのインセンティブを付与していく方策を検討します。

③有料化に向けた市民の合意形成の促進

市民へのアンケート調査結果では、家庭系ごみの有料化に関して否定的な意見が多数を占めています。このことから、上記の取組を段階的に進めながら合意形成を図り、市民が納得できる形での制度導入を模索していきます。

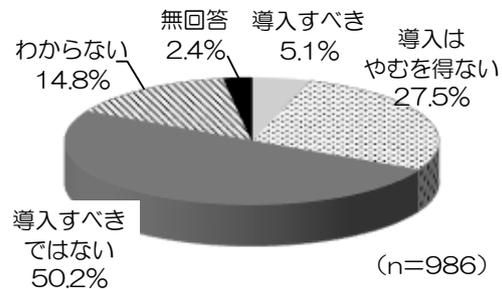


図 4-1 指定ごみ袋の有料化の賛否
(資料：市民アンケート調査)

実施スケジュール

「家庭系ごみの有料化の検討」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-3 「家庭系ごみの有料化の検討」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
指定ごみ袋・無料配布制度の見直し	検討	現行制度	見直し	制度導入	
制度普及のためのインセンティブ付与方策の検討		検討			制度導入とともに可能な方策を実施
有料化に向けた市民の合意形成の促進		継続			

4) リユース・リペアの促進

衣服や食器類などをはじめとして、まだ使えるにも関わらず流行や嗜好に合わないことを理由に、ごみとして捨てられているものがあります。また、おもちゃ、家具、自転車等、壊れて捨てられたものの中には、修理すれば再び使えるものも少なくありません。これらのものを寿命が来るまで大切に使い切るため、リユース（再利用）・リペア（修理）を促進します。

具体的な取組

① 不用粗大ごみの戸別収集

高齢化が進む中、「粗大ごみ」については、個人でごみ処理施設へ持ち込んだり、収集場所に出したりすることが困難な場合が生じます。これらの中には、大切に扱えば修理して再利用できるものもあるため、現行の戸別収集（年1回）を継続するとともに、要望に応じて収集頻度の充実を検討します。

② 不用品交換に係る情報交流の促進

本市では、商店街や商工会議所などと連携し、牛乳パック・トイレットペーパー交換会やフリーマーケットを開催しています。リユースの促進に向けて、これらの取組を今後も継続していくとともに、不用品交換に係る情報を広報や市ホームページ等で提供し、市民同士の情報交流を図ります。



牛乳パック・トイレットペーパー交換会

実施スケジュール

「リユース・リペアの促進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-4 「リユース・リペアの促進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
不用粗大ごみの戸別収集	継続	(充実検討)			
不用品交換に係る情報交流の促進	継続				

5) 生ごみ・食品残さの減量

家庭系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体の40%弱が生ごみ・食品残さであり、ごみの発生・排出抑制に向けては、これらの減量を図ることが最も有効な取組といえます。このため、生ごみ・食品残さがどのように発生するか把握に努めるとともに、発生した生ごみ等を減量する市民の取組を促進します。

具体的な取組

①家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施検討

国は、「廃掃法基本方針」において、家庭から排出される食品ロス割合の調査実施市町村数を増やす方向で、平成30年度の数値目標を設定しています。これに呼応して、本市においても、家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施を検討します。

②生ごみ処理機等の購入補助

本市では、市民自らのごみの減量活動を支援するため、生ごみ処理容器・生ごみ処理機のご購入に係る費用を助成しています。今後も継続して、生ごみ処理容器・生ごみ処理機のご購入を支援します。

③ダンボールコンポスト等の普及促進

市民が家庭で気軽に取り組める生ごみの堆肥化方策の一つとして、ダンボールコンポストがあります。本市では、親子教室などを通じて、ダンボールコンポストの普及促進を図っており、今後もこの取組を継続して実施していきます。



ダンボールコンポスト

実施スケジュール

「生ごみ・食品残さの減量」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-5 「生ごみ・食品残さの減量」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
家庭を対象とした食品ロス割合調査の実施検討	準備 	実施	調査結果	を活用	
生ごみ処理機等の購入補助	継続				効果を検証して 継続を判断
ダンボールコンポスト等の普及促進	継続				効果を検証して 継続を判断

6) 市民・事業者との協働による取組

日常の消費活動においては、商品の過剰包装やレジ袋の使用がごみの発生につながっています。こうしたごみを減らすため、商品の簡易包装や、リサイクル製品・再使用可能なリターナブル容器による商品の販売など、市民（消費者）と事業者（製造者・販売者等）が相互に理解し合いながら、協働による取組を進めていきます。

具体的な取組

①エコショップの拡充とPR

本市では、「西条エコショップ制度」に基づいて、“もったいない”をキーワードに、環境にやさしい買い物ができる一般19店舗、スーパー5店舗をエコショップとして認定しています（平成27年度末現在）。

今後もこの制度を継続していくとともに、事業者への働きかけを積極的に行い、登録店舗数・業種の拡充に取り組みます。また、登録店舗の情報については、市民に広報・市ホームページを通じて広く周知し、環境に配慮した消費行動を促進していきます。



市ホームページにおける西条エコショップの紹介

②マイバッグ持参の奨励（レジ袋有料化）

買い物時のレジ袋の大半が、ごみとして捨てられたり、散乱ごみの原因となったりしている現状を踏まえ、レジ袋の使用を減らすため、市民に対してマイバッグ持参を奨励していきます。また、マイバッグの普及を図るため、西条エコショップ登録スーパーをはじめとする市内の店舗などと連携して、レジ袋の有料化を促進します。

実施スケジュール

「市民・事業者との協働による取組」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-6 「市民・事業者との協働による取組」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
エコショップの拡充とPR	継続				→
マイバッグ持参の奨励 (レジ袋有料化)	継続				→

7) 事業系ごみの減量に向けた取組

ごみの発生・排出抑制を推進していくためには、事業系ごみの減量対策が不可欠です。このため、事業者に対してさらなるごみの減量・資源化を働きかけるとともに、経済的な手法を用いることによって、事業系ごみの減量に向けた取組を促進します。

具体的な取組

①古紙、ダンボール等の資源化促進に向けた働きかけ

事業者へのアンケート調査結果では、さらなるごみの減量・資源化が可能な品目として、紙類や紙製包装類を挙げる事業者が最も多かったことから、古紙、ダンボール等の資源化に向けた事業者への指導を積極的に行っていきます。

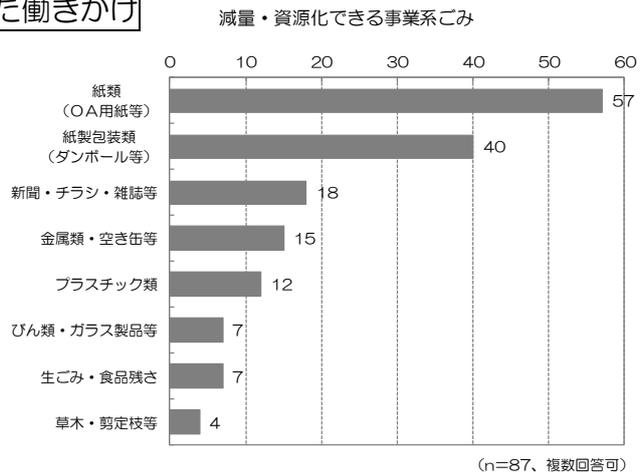


図 4-2 減量・資源化できる事業系ごみ
(資料：事業者アンケート調査)

②処理手数料の課金検討

事業系ごみのうち、事業者が直接ごみ処理施設に搬入するごみ（搬入ごみ）については、各施設で受入の際に相応の処理手数料を徴収しています。一方で、現状、1回当たりの排出量が平均 10kg 以下であれば、指定袋を用いたステーション収集が認められています。今後は、事業系ごみの減量及び排出者責任の観点から、収集ごみについても処理手数料の課金を検討し、事業者に適正な負担を求めていきます。

実施スケジュール

「事業系ごみの減量に向けた取組」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-7 「事業系ごみの減量に向けた取組」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
古紙、ダンボール等の資源化促進に向けた働きかけ	継続				
処理手数料の課金検討	検討	準備	運用開始		

Ⅲ リサイクル推進に向けた収集システムの整備

ごみの発生・排出抑制に続く循環型社会づくりの次のステップとして、排出されたごみのリサイクルを推進し、再資源化を図る必要があります。現状、本市のリサイクル率は、愛媛県や全国の実績値を大きく下回っています。このため、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を目指し、市民・事業者に対してごみの分別協力を呼びかける一方で、それに対応したごみ処理体制としてリサイクル推進に向けた収集システムの整備に取り組みます。

取組の現状

前計画においては、「リサイクル推進に向けた収集システムの整備」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●分別方法の啓発・指導

- ・「ごみカレンダー」の作成、各戸配布、市ホームページでの周知
- ・まち美化パートナー制度の活用によるごみ出しマナーの普及啓発

●新たな資源化の推進

- ・資源ごみの分別推進及びストックヤードでの保管

●効率的な資源化の推進

- ・小・中学校や自治会などを通じた紙ごみ等の集団回収の奨励、助成

施策の方向

ごみ質調査の結果によれば、家庭系「もえるごみ」には、プラスチック類や紙類が多く含まれています。これらは、資源ごみとして収集することによって再資源化が可能な品目であるため、さらなる分別の余地は大きいといえます。また、前計画の課題としても、分別種類の細分化（プラスチック製容器包装類の分別）が残されています。これらのことを踏まえて、現行の収集システムを維持していく一方で、次の3つを基本施策として、新たな分別品目の設定や既分別収集品目におけるさらなる資源化促進など、具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策8：プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進
- 基本施策9：資源ごみの分別収集体制の強化
- 基本施策10：分別方法の普及・啓発

8) プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進

家庭系「もえるごみ」のごみ質調査結果によれば、本市の「もえるごみ」全体の20%弱がプラスチック類です。その大半は、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルの対象となっているプラスチック製容器包装類ですが、本市ではこれらの分別収集は未実施です。このため、リサイクル率の向上を目指した新たな取組として、プラスチック製容器包装類の分別収集と再資源化を進めていきます。

具体的な取組

①分別品目及びルール of 明確化と周知徹底

新たな分別種類として、プラスチック製容器包装類を設けるにあたって、分別品目や分別収集のルールを明らかにする必要があります。これらの条件を早急に検討するとともに、市民の理解と協力を促すため、広報や市ホームページはもとより、説明会などを通じて市民への周知を徹底します。

②中間処理施設の整備

収集したプラスチック製容器包装類の再資源化処理に適した品質を確保するため、不適物の選別除去、運搬用の圧縮・梱包及び保管を行うための中間処理施設を整備します。

③適正な処理ルートの確保

中間処理後のプラスチック製容器包装類は、国の指定法人に再資源化処理を委託します。

実施スケジュール

「プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-8 「プラスチック製容器包装類の分別収集・再資源化推進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
分別品目及びルール of 明確化と周知徹底	検討	準備	周知	運用	
中間処理施設の整備	調査	設計	施設整備	供用	
適正な処理ルートの確保	情報収集	調整	契約	運用	

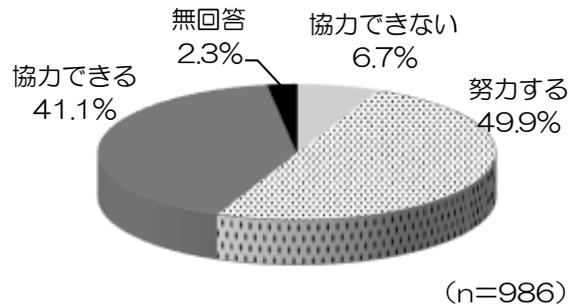


図 4-3 プラスチック製容器包装類の分別収集への協力意向
(資料：市民アンケート調査)

9) 資源ごみの分別収集体制の強化

家庭から排出されるごみの中には、「資源ごみ」として分別すれば再資源化できるものが、まだ少なからず含まれています。それらをできる限り再資源化のルートに載せ、リサイクル率を向上させるため、分別収集体制の強化に取り組みます。

具体的な取組

①分別収集品目の拡大及び細分化の検討

小型家電や空き缶類（アルミ・スチール）等をはじめ、本市でまだ分別収集していない「資源ごみ」について、収集に係る費用を勘案しつつ品目の拡大及び細分化を検討します。

②古紙等の紙ごみの分別指導

「もえるごみ」に混じって排出されている古紙や雑紙の分別徹底を図るべく、市民への指導を強化していきます。

③ごみステーションの見直しの検討

地区によっては、既設のごみステーションが不便で利用しにくく、増設や再配置の要望があることから、拠点回収の回収場所と合わせて適宜見直しを検討していきます。

④収集頻度の見直し

各地区の特性に配慮して、ごみの収集頻度についても見直しを検討します。

⑤地域・学校等の集団回収による資源化活動の促進

助成金交付を継続して集団回収を支援し、市民による自主的な資源化活動を促進します。

実施スケジュール

「資源ごみの分別収集体制の強化」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-9 「資源ごみの分別収集体制の強化」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
分別収集品目の拡大及び細分化の検討	継続				次期計画に反映
古紙等の紙ごみの分別指導	継続				
ごみステーションの見直しの検討	継続				次期計画に反映
収集頻度の見直し	継続				次期計画に反映
地域・学校等の集団回収による資源化活動の促進	継続				

10) 分別方法の普及・啓発

プラスチック製容器包装類の新たな分別収集の開始と、資源ごみの分別収集体制の強化を踏まえて、これらの取組と連動する形で、市民に対する分別方法の普及・啓発を進めていきます。

具体的な取組

①ごみカレンダー等の拡充・活用

ごみカレンダーを更新するとともに、『西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方』をもとに「(仮称)ごみ分別の手引き」を作成するなど、ごみの分別方法を市民に周知・説明する際の資料の拡充を図り、引き続き活用していきます。

②(仮称)ごみ分別マイスター制度の創設

ごみ分別をテーマとした学習会や出前講座を開催するとともに、一定要件を満たした受講者を(仮称)ごみ分別マイスターに認定する制度の創設を検討します。

③ごみ出しルール、マナーの徹底に向けた指導強化

(仮称)ごみ分別マイスターの協力を仰ぎ、ごみ出しルール、マナーの徹底に向けた指導を強化します。

④高齢者向け「ごみの分け方講座」の開催

高齢化が進む現状を踏まえ、高齢者を対象にわかりやすい内容でごみ分別に関する講座を開催します。



西条市「家庭ごみ」の正しい分け方・出し方

実施スケジュール

「分別方法の普及・啓発」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-10 「分別方法の普及・啓発」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
ごみカレンダー等の拡充・活用	継続				
(仮称)ごみ分別マイスター制度の創設	検討	準備	運用開始		
ごみ出しルール、マナーの徹底に向けた指導強化	継続				
高齢者向け「ごみの分け方講座」の開催	準備	運用開始			

Ⅳ ごみの適正処理の推進

循環資源として、繰り返し又は再生して使うことができなくなったごみについては、法令等に則って定められた方法で処分する必要があります。また、ポイ捨てや不法投棄等の行為は、地域の美観や良好な環境を損ねる要因となるため、未然に防止する対策が重要です。加えて、地震や風水害等の災害時には、通常をはるかに上回る大量の災害ごみの発生が予想されるため、あらかじめ事態を想定して対策を検討しておく必要があります。

以上のことを踏まえ、地域の美化に努めるとともに、環境への負荷が最小限となるよう配慮して、ごみの適正処理を推進します。

取組の現状

前計画においては、「ごみの適正処理の推進」につながる施策として、以下の取組を進めてきました。

●環境配慮型ごみ処理システムへの転換

- ・ごみ焼却灰の無害化
- ・一般廃棄物最終処分場の整備における準好気性埋立構造の採用

●美化対策の充実

- ・「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続的な実施
- ・不法投棄防止パトロールの実施及び立看板の設置
- ・クリーン愛媛運動登録ボランティア団体の活動支援

●災害ごみ対策の充実

- ・「災害ごみ処理マニュアル」（水害編）暫定版の策定
- ・災害廃棄物の仮置き場及び集積場マップ（案）の作成

施策の方向

これからのごみ処理には、地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減が求められています。また、前計画の課題として、処理残さ（焼却灰）の有効利用が残されています。これらのことに配慮して、内容の拡充を図りながら、引き続き次の3つを基本施策として具体的な取組を進めていきます。

- 基本施策 11：ごみの散乱等の防止
- 基本施策 12：環境に配慮したごみ処理の推進
- 基本施策 13：災害ごみ処理対策の充実

11) ごみの散乱等の防止

ごみの発生・排出抑制に向けた取組を進める傍ら、市民アンケート調査結果では、ごみのポイ捨てや不法投棄の増加を懸念する意見が多く寄せられています。このことを踏まえ、引き続き良好な地域的美観や環境を保全するため、ごみの散乱等の防止に取り組めます。

具体的な取組

①不法投棄対策等の充実・強化

警察などの関係機関と連携して、不法投棄に対するパトロールの充実・強化を図るとともに、広報やホームページを通じて、ごみの適正な処理について協力を呼びかけ、不法投棄の防止に努めていきます。また、不法投棄の原因となる業者の不適切な廃棄物処理の防止に向けて、指導徹底を図るとともに無許可業者による違法なごみ回収など、悪質な業者は厳しく対処します。

②河川、海岸、道路、農地等の美化推進

「河川の清流を守る条例」に基づく清掃活動の継続実施をはじめ、愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画に基づく海岸クリーンアップやクリーン愛媛運動の活動団体等の支援など、県との連携による取組を進めるとともに、まち美化パートナー制度による活動と連携し、河川、海岸、道路、農地等の美化推進及びポイ捨て防止に努めていきます。



花壇清掃美化活動



河川清掃活動

実施スケジュール

「ごみの散乱等の防止」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-11 「ごみの散乱等の防止」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
不法投棄対策等の充実・強化	継続				→
河川、海岸、道路、農地等の美化推進	継続				→

12) 環境に配慮したごみ処理の推進

ごみ処理は、「もえるごみ」の焼却、最終処分など、地球環境や地域の生活環境・自然環境等に与える影響が大きい事業です。このことを念頭に、環境保全に向けて、できる限り環境負荷の少ない環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

具体的な取組

①焼却灰の無害化と有効利用の継続

道前クリーンセンターのごみ焼却施設においては、セメントと安定化剤を用いて焼却灰を固形化し、無害化しています。周辺環境に影響を及ぼさないよう、引き続き焼却灰の無害化に努めるとともに、施設更新に際しては焼却灰の有効利用を図る溶融処理などの処理方式を研究・採用を検討し、ごみ焼却に係る環境負荷の軽減を図ります。

②ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理

市が運営するごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場については、適正な維持管理を通じて、環境に配慮したごみ処理を推進していきます。

③環境負荷の低減を目指した施設整備方策の検討

道前クリーンセンターは老朽化が進んでいるため、将来の施設更新に向けた準備として、今後はごみ処理に係る技術動向等の調査研究を行い、ごみ処理に係る温室効果ガスの排出削減をはじめとする環境負荷の低減を目指した整備方策を検討していきます。具体的には、「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」等からの資源回収・リサイクル、ごみ焼却余熱が持つ膨大なエネルギーの発電等による有効利用などについて検討します。また、事前に環境アセスメントを実施することにより、地域の環境保全に努めます。

実施スケジュール

「環境に配慮したごみ処理の推進」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-12 「環境に配慮したごみ処理の推進」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
焼却灰の無害化と有効利用の継続	継続				
ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理	継続				
環境負荷の低減を目指した施設整備方策の検討	調査研究				施設更新時に導入

13) 災害ごみ処理対策の充実

近年は、全国各地で地震が頻発しており、阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめとして、大規模な被害に至るケースも多くなっています。また、異常気象による風水害も多く発生しており、私たちの生活を脅かす要因となっています。このような事態に備え、災害時の生活ごみに加えて、建築物の倒壊や破損、濁流等によって発生するがれきや倒木などの非日常的な災害ごみの処理対策の充実を図ります。

具体的な取組

①大規模災害時のごみ処理に関する広報、周知

大規模な地震や風水害（大規模災害）の発生時には、ごみ量が増加するとともに、道路や施設等の被災により通常のごみ収集処理が困難となります。このため、災害廃棄物処理計画を定めて被災時のごみ処理に関する広報、周知を徹底し、不測の事態に備えます。

②災害ごみの受入を想定したごみ処理施設の充実

災害ごみの受入を想定して、ごみ処理施設の充実を図るとともに、愛媛県災害廃棄物処理計画を踏まえて、周辺自治体との連携体制構築に取り組みます。また、被災した時は、地元の廃棄物処理業者とも密接に連携し、発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理できるシステムの構築に努めます。



石鎚環境協同組合との災害時応援協定の締結

実施スケジュール

「災害ごみ処理対策の充実」に関する具体的な取組は、下表に示すスケジュールで進めていきます。

表 4-13 「災害ごみ処理対策の充実」の実施スケジュール

具体的な取組	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33~43年度
大規模災害時のごみ処理に関する広報、周知	計画策定 	広報、周知			→
災害ごみの受入を想定したごみ処理施設の充実	継続				→